

軽井沢町電動式刈払機等普及促進補助金 Q & A

全般について

Q1 バッテリーセットの商品を購入したけど補助の対象になるの？

A1 本体とセットの商品を購入した場合には補助の対象となります。

Q2 一度に複数の電動式刈払機等を購入したら補助の対象になるの？

A2 同日の購入で、同一の種類でない場合に限り補助の対象になります。ただし、補助金（購入費の1 / 2）の上限は5万円までとなります。（例：刈払機 + 刈払機 → 不可、刈払機 + 芝刈機 → 可）

Q3 すでに電動式刈払機等を購入していて、付属のバッテリーだけを購入したら対象になるの？

A3 バッテリーのみを購入した場合は対象になりません。

Q4 申請書の添付書類に領収書の写しとあるが、納品書の写しでも大丈夫？

A4 納品書の写しでは添付書類としては不適切となります。あくまで、購入された方への補助のため領収書の写しが必要となります。

Q5 申請書類はどこで手に入るの？

A5 町ホームページよりダウンロードしていただくか、役場環境課⑦番窓口で取得できます。郵送対応はしていません。

Q6 町内に別荘としてマンションを所有しているけど補助対象になるの？

A6 1年以上軽井沢町内に別荘を所有している場合は補助対象となります。ただし、電動式刈払機等を軽井沢町で使用することが条件となっていますので保管場所等が必要となります。

Q7 町内の会員制リゾートホテル(マンション)の会員権を所有しているけど補助対象になるの？

A7 補助対象となりません。会員制リゾートホテル(マンション)は、利用形態から一般的には、ホテルで電動式刈払機等を保管しておくことができないためです。

Q8 農業用として購入する場合は補助対象になるの？

A8 補助対象となりません。営利目的(事業用)に使用されるものとなるためです。

Q9 申請名義は法人でもいいの？

A9 法人名義での申請はできません。補助金の交付対象者は個人に限ります。

Q10 申請する人(書類を作成、提出する人)は本人でなくてもいいの？(代理提出でもいいの？)

A10 本人でなくても申請はできます。ただし、申請者は、電動式刈払機等を購入した方でなければなりません。

Q11 申請は郵送でもいいの？

A11 申請は郵送でも可能です。

Q12 通信販売やインターネットショッピングで購入した電動式刈払機等も対象になるの？

A12 通信販売やインターネットショッピングで購入した電動式刈払機等でも対象となります。ただし、領収書等が必要となるため必要書類等をご確認いただき、申請書と一緒に提出してください。

Q13 購入日からいつまで申請ができるの？

A13 令和4年4月1日以降の購入で、購入した日から3か月以内か、購入した年度の3月末日までの早い期日までに申請をしていただく必要があります。

Q14 実績報告は何に使用されるの？

A14 二酸化炭素の排出量削減に関する資料として使用します。

個別にデータを公開することはありません。

Q15 申請してからどのくらいの期間で補助金は交付されるの？

A15 概ね2か月～2か月半かかります。

※申請内容に問題等がなければ、交付決定通知書が発送されるまでに1か月から1か月半ほどかかります。交付決定通知書と併せて送付する補助金交付請求書を町環境課環境政策係に提出いただいてから1か月程度でお振込みいたします。

Q16 夏期だけしか使用しない機器もあると思うけど、通年で機器を利用しないと補助金を返還しなければならないの？

A16 通年使用できない機器もあるので返還ということにはなりません。使用実績の報告の際に冬期の実績を0（ゼロ）として報告していただく必要があります。

Q17 住宅の一部をお店として使っているけど、この場合申請したら補助の対象になるの？

A17 お店としての利用（事業用）としての利用であれば補助の対象になりません。住宅用として個人で利用するものであれば、補助の対象となります。

Q18 補助金の交付を受けた翌年に、補助を受けた機器以外の機器を購入した場合や新しく同じ機器を購入した場合、もう一度申請できるの？

A18 申請できません。

Q19 補助金の交付を受けた後に機器が壊れてしまった場合はどうなるの？

A19 機器の修理が可能で、5年間使用実績の報告が継続して可能な場合は、補助金を返還していただく必要はありません。（ただし、修理に掛かった費用等の補助制度はありません。）

機器の修理が不可能で、使用実績の報告が不可能となった場合は、その時点までで補助金を返還していただきます。

補助金を返還後、新しく機器を購入した場合は、5年以上経過していなくても再度申請することができます。

Q20 全自動の芝刈機は補助金の対象となるの？

A20 電気を動力とする製品の場合は対象となります。

対象とならない機器もあります。詳しくは機器購入前に環境課環境政策係へ型番等をお伝えいただき問い合わせてください。

Q21 土地のみを軽井沢町内に所有しているけど、補助金の交付は受けられるの？

A21 土地のみを軽井沢町内に所有している場合、補助金の交付は受けられません。

1年以上軽井沢町内に住所を有しているか、1年以上軽井沢町内に別荘を所有している必要があります。

Q22 別荘を法人名義で所有しているけど、補助金の交付対象になるの？

A22 補助金の交付対象になりません。補助金の交付対象を個人としているため、別荘の所有者も個人である必要があります。

Q23 ハウスナンバーでの申請でもいいの？

A23 ハウスナンバーではなく、住所で申請してください。ハウスナンバーは郵便局が独自に発行したものであるため、町では把握できません。

Q24 補助金の申請者が亡くなった場合はどうなるの？

A24 電動式刈払機等を売却し、又は贈与したときは、その時点までで、補助金を返還していただきます。

補助金の返還後、補助金申請の条件を満たしている場合は5年以上経過していなくても再度申請できます。

Q25 使用実績報告書を提出しなかった場合はどうなるの？

A25 使用実績報告書が提出されなかった場合には、その時点までで、補助金を返還していただきます。

使用実績報告書の提出期限は、翌年度の5月末日（使用した年度末から2か月が経過する日）までとなります。